

第11期 定時株主総会  
招集ご通知

**開催日時**

2026年3月19日（木曜日）午前10時

**開催場所**

福岡市中央区渡辺通1丁目1番2号  
ホテルニューオータニ博多 4階  
「鶴の間」

**議 案**

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 会計監査人選任の件

**株主総会にご出席いただけない場合**

インターネット等又は書面（郵送）により議決権  
を行使くださいますようお願い申し上げます。  
議決権行使期限  
2026年3月18日（水曜日）午後6時まで

# Purpose・経営理念・teno VISION 2030



## Our Purpose

「手の」ぬくもりで、安心できる社会を創造する。

キーメッセージ 「わたし、選んで、生きていく」

Purpose動画



## 社名の由来

「テノ。」は掌（てのひら）。

「もっと愛情を…もっと安心を…『手の』ぬくもりまでも伝えたい」という創業以来の想いを込めています。

## 経営理念

「私たちは、女性のライフステージを応援します。」

「私たちは、相手の立場に立って考えます。」

「私たちは、コンプライアンスを推進します。」

「私たちは、事業を通して社会貢献致します。」

## teno VISION 2030

時代に求められるサービスを提供するプロフェッショナル集団となり、働き手にとって最も自己実現が可能な家庭総合サービスグループを目指す。

証券コード 7037  
(発送日) 2026年3月4日  
(電子提供措置開始日) 2026年2月25日

株 主 各 位

福岡市博多区上呉服町10番10号  
株式会社テノ・ホールディングス  
代表取締役社長 池 内 比呂子

## 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

**当社ウェブサイト** <https://www.teno.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

**東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）**

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「テノ・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7037」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月18日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

**【書面（郵送）による議決権行使の場合】**

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

**【インターネット等による議決権行使の場合】**

「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

## 記

1. 日時 2026年3月19日(木曜日) 午前10時  
2. 場所 福岡市中央区渡辺通1丁目1番2号  
ホテルニューオータニ博多 4階 「鶴の間」  
(ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようにご注意ください。)  
(電話) 092-714-1111

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第11期(2025年1月1日から2025年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期(2025年1月1日から2025年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件  
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件  
第7号議案 会計監査人選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたしております。

当日は、お土産をご用意しておりますが、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。

株主の皆様へ定時株主総会後にお届けいたしておりました「株主通信」及び「決議ご通知」につきましてはご郵送を取り止め、当社ウェブサイトでの掲載のみとすることといたします。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。詳細は株主総会以降、当社ウェブサイトをご覧ください。



# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

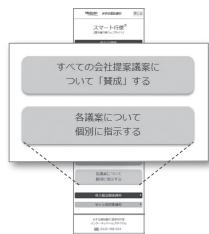
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

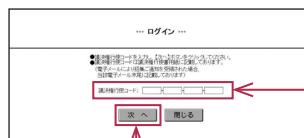
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社の利益配分につきまして、将来の事業展開と財務体質強化のための必要な内部保留を確保しつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき10円とさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円 総額は45,685,760円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年3月23日

## 1. 変更の理由

- ① 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更をおこなうものであります。
- ② 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第33条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第40条（中間配当）を削除する等所要の変更を行うものであります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更をおこなうものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 （条文省略）	第1章 総則 第1条～第3条 （現行どおり）
（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u>  （新設） 4. 会計監査人	（機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会   （削除） （削除）  <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>
第5条 （条文省略）	第5条 （現行どおり）

現行定款	変更案
第2章 株式 第6条 (条文省略)	第2章 株式 第6条 (現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(削除)
第8条～第11条 (条文省略)	第7条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総会 第11条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。  (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。 <u>2</u> 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。
(選任及び解任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任及び解任する。  2～4 (条文省略)  (新設)	(選任及び解任方法) 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任及び解任する。 2～4 (現行どおり) <u>5</u> 監査等委員である取締役の補欠者の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
第24条～第25条 (条文省略)	第23条～第24条 (現行どおり)
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第27条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
<u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(員数)</u> 第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
<u>(選任方法)</u> 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(任期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(常勤の監査役)</u>  第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。  2 監査役の協議により、常勤の監査役のうちから常任監査役を定めることができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u>  第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p>第5章 監査等委員会  <u>(監査等委員会の招集通知)</u>  第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。  ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人  第36条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人  第30条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の任期)  第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  2 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の任期)  第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。  2 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算  (事業年度)  第38条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算  (事業年度)  第32条 (現行どおり)</p>
<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u>  第39条 当社の期末配当金の基準日は、毎年12月31日とする。  2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	(削除)
<p><u>(中間配当)</u>  第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
(新設)	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
第41条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)
(新設)	<p>附則</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

### 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
1 重任	いけうち ひろこ 池内 比呂子 (1959年4月2日) 所有する当社の株式数 2,209,100株	1981年4月 ジャーディン・マセソンアンドカンパニー入社 1996年9月 花村咲（個人事業のお弁当屋）開業 代表 1999年7月 有限会社ドワイト（現株式会社テノ・コーポレーション）設立 代表取締役 2015年12月 当社 代表取締役社長（現任） 2016年2月 株式会社テノ・サポート 代表取締役 2020年12月 オフィス・パレット株式会社 代表取締役（現任） 2022年1月 株式会社フォルテ 代表取締役（現任） 2022年6月 西部ガスホールディングス株式会社取締役 監査等委員（現任） 2022年11月 株式会社テノ・コーポレーション 取締役 2022年11月 株式会社ホームメイドクッキング 代表取締役（現任） 2023年1月 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社 取締役（現任） 2023年4月 株式会社テノ・コーポレーション 代表取締役（現任） 2024年2月 株式会社ウイッシュ 代表取締役（現任） 2024年2月 株式会社子育てサポート 取締役（現任）
	(取締役候補者とした理由)	
	当社創業者として、2015年から代表取締役を務めており、取締役会議長として取締役会を適正に運営するとともに経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。経営者として豊富な知見と経験を有しており、当社グループの経営全般を管掌し、適切に職務を執行していることから、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けて十分に役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者となりました。	

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
2 重任	おかだ もとし <b>岡田 基司</b> (1974年6月11日) 所有する当社の株式数 一株	2002年 4月 国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 入社 2005年10月 株式会社みずほ銀行 入行 2017年 9月 ABNアドバイザーズ株式会社 入社 2021年10月 当社入社、管理本部付 部長 2021年11月 当社 管理本部長 2022年 3月 当社 取締役 管理本部長（現任） 2022年11月 株式会社ホームメイドクッキング 取締役（現任） 2023年 1月 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社 取締役（現任） 2024年 1月 株式会社フォルテ 取締役 2024年 2月 株式会社ウイッシュ 取締役（現任） 2024年12月 株式会社ホームメイドクッキング 代表取締役  (取締役候補者とした理由) 金融機関での長年の経験において、財務・会計・金融における豊富な知見と経験を有しております。2022年から当社取締役として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を果たしております。また当社の子会社にて代表取締役を歴任したほか、複数子会社で取締役を務めておりますことから、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けて十分に役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者といたしました。
3 新任	いちばかせ たつき <b>一番ヶ瀬 達吉</b> (1965年2月23日) 所有する当社の株式数 一株	1987年 4月 株式会社福岡銀行 入行 2018年 4月 株式会社福岡銀行 執行役員 営業推進部長委嘱 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 執行役員 営業統括部長委嘱 2019年 4月 株式会社福岡銀行 執行役員 鹿児島営業部長委嘱 2021年 4月 株式会社熊本銀行 取締役常務執行役員 2024年 4月 株式会社F F Gビジネスコンサルティング 専務取締役 2025年 4月 当社入社 2025年 6月 株式会社フォルテ 取締役（現任）  (取締役候補者とした理由) 金融機関での長年の経験において、財務・会計・金融における豊富な知見と経験を有しております。また取締役も務め、経営者としての豊富な知見と経験を有しております。2025年からは当社子会社の取締役を務め、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を果たしております。当社グループの中長期的な企業価値向上に向けて十分に役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 代表取締役社長池内比呂子氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社夢源が保有する株式数を含んでおります。
3. 当社は取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。本議案において各候補者が選任され取締役に就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- ①補償の対象となる保険事故の概要  
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補償するものです。
- ②保険料  
保険料は全額会社負担としております。

#### 第4号議案

## 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、各取締役候補者は取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の答申を受け、取締役会にて決定したものです。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1 新任	こが みつお <b>古賀 光雄</b> (1946年12月1日) 所有する当社の株式数 12,000株	1969年 4月 伏見公認会計士事務所 入所 1975年 1月 アーンストアンドアーンスト・ジャパン会計事務所 入所 1978年 1月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所 入所 1988年 7月 同法人 社員 1995年 5月 同法人代表社員及びトーマツコンサルティング株式会社 （現デロイトトーマツコンサルティング合同会社） 代表取締役 1997年10月 トーマツベンチャーサポート株式会社 （現デロイトトーマツベンチャーサポート株式会社） 代表取締役 2012年 1月 古賀公認会計士事務所設立 代表（現任） 2012年 2月 古賀マネージメント総研株式会社設立 代表取締役（現任） 2012年 3月 株式会社ワールドインテック（現株式会社ワールドホールディングス） 社外監査役 （現任） 2013年 8月 株式会社テノ、コーポレーション 社外監査役 2015年12月 当社 社外監査役（現任） 2019年 6月 株式会社アーバンライク 社外監査役
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要） 公認会計士及び経営者としての豊富な知見と経験を有しております。2015年から当社社外監査役を務めており、財務・会計のみならず、ガバナンス全般に対する豊富な知見を活かし、独立した立場において、取締役及び取締役会の職務執行の監視状況並びに取締役相互の監督状況を監査し、当社の健全で持続的な成長に貢献いただけたと考え、監査等委員である取締役候補者となりました。 なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p style="text-align: center;">やなせ たかし <b>柳瀬 隆志</b></p> <p style="text-align: center;">(1976年4月17日)</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>2000年 4月 三井物産株式会社 入社  2008年 2月 嘉穂無線株式会社（現株式会社グッデイ） 入社  2011年 6月 株式会社イーケイジャパン 代表取締役社長  2016年 5月 株式会社イーケイジャパン 代表取締役会長（現任）  2016年 6月 嘉穂無線ホールディングス株式会社 代表取締役社長（現任）  2016年 6月 株式会社グッデイ 代表取締役社長（現任）  2017年 4月 株式会社カホエンタープライズ 代表取締役社長  2020年 3月 当社 社外取締役（現任）  2023年 7月 カホパーツセンター株式会社 代表取締役（現任）  2025年 3月 株式会社遊舎工房 代表取締役社長（現任）  2025年 7月 株式会社カホエンタープライズ 代表取締役会長（現任）</p> <p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要）  長年にわたり複数企業で代表取締役社長を務めており、経営における幅広い豊富な知見と経験、またDXに関する豊富な知見と経験を有しております。当社の社外取締役としては、これらの経験を活かした助言により経営戦略やDX推進に寄与いただくとともに、独立した立場から当社の健全で持続的な成長に貢献いただけたらと考え、監査等委員である取締役候補者いたしました。  なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。</p>
<p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p style="text-align: center;">おおさき あさこ <b>大崎 麻子</b></p> <p style="text-align: center;">(1971年2月27日)</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>1997年 6月 国際連合開発計画（UNDP）ニューヨーク本部（資金渉外局、開発政策局） 入局  2005年 1月 国際協力・ジェンダー・スペシャリストとして独立（現任）  2009年 4月 関西学院大学 総合政策学部 客員教授  2011年 6月 特定非営利活動法人Gender Action Platform 理事（現任）  2016年 4月 外務省「女性・平和・安全保障（WPS）行動計画」 評価委員（現任）  2021年 4月 内閣府男女共同参画会議 専門委員（現任）  2022年 1月 ISO/PC337「ジェンダー平等の推進及び実施のガイドライン」国内委員会委員・日本代表エキスパート  2023年 6月 BIPROGY株式会社 社外取締役（現任）  2024年 1月 外務省 国連女性の地位委員会（CSW） 日本代表（現任）  2024年 4月 早稲田大学教育学部 非常勤講師（現任）  2024年 9月 一般社団法人チェンジングメン 理事（現任）  2025年 5月 株式会社フジテレビジョン サステナビリティ経営委員会外部アドバイザーボードメンバー（現任）</p> <p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要）  国際連合での勤務の経験をはじめ、政府、自治体、大学、企業等、多方面にわたりジェンダー・スペシャリストとして活躍しており、ジェンダー分野における高度な専門知識を有しております。当社経営に対して、その豊富な知見と経験を活かして、社外取締役として、独立した立場から、当社経営理念とその事業展開のさらなる推進に貢献いただけたらと考え、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">4 新任</p>	<p style="text-align: center;">ほんごう ゆずる <b>本郷 譲</b> (1956年10月29日)</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>1979年 4月 日本国有鉄道 入社 1987年 4月 九州旅客鉄道株式会社 入社 1996年 6月 東日本旅客鉄道株式会社 JRグループ・パリ事務所次長 2005年 6月 九州旅客鉄道株式会社 取締役総務部長 2007年 5月 株式会社ドラッグイレブンホールディングス 代表取締役社長 2009年 6月 九州旅客鉄道株式会社 常務取締役 総合企画本部長 2013年 6月 九州旅客鉄道株式会社 専務取締役 総合企画本部長 2016年 6月 九州旅客鉄道株式会社 専務取締役 事業開発本部長 2017年 6月 JR九州リテール株式会社 代表取締役社長 2024年 6月 JR九州リテール株式会社 顧問 (現任) 2024年 6月 九鉄工業株式会社 常勤監査役</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 九州旅客鉄道株式会社をはじめ、複数の企業で代表取締役を務め、経営者として豊富な知見と経験を有しております。当社経営に対して、それらの豊富な知見と経験を活かした実効性のある助言により経営戦略や事業運営の充実と発展に寄与いただくとともに、社外取締役として、独立した立場から当社の健全で持続的な成長に貢献いただけたと考え、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>
<p style="text-align: center;">5 新任</p>	<p style="text-align: center;">ほつか よういち <b>穂束 洋一</b> (1963年1月14日)</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>1986年 4月 株式会社西日本銀行 (現株式会社西日本シティ銀行) 入行 2010年 5月 株式会社西日本シティ銀行 北九州営業部 渉外グループ担当部長 2012年 5月 株式会社西日本シティ銀行 審査部 審査業務室長 2013年10月 株式会社ユアーズ出向 執行役員 経営企画部長 2015年 5月 株式会社西日本シティ銀行 田川支店 支店長 2018年 1月 株式会社アクシス出向 取締役 管理本部長 2019年 4月 九州債権回収株式会社出向 取締役 2020年 4月 九州債権回収株式会社転籍 取締役 (現任)</p> <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 金融機関での長年の経験において、財務・会計・金融における豊富な知見と経験を有しております。また審査部門での豊富な経験を有し、複数の企業での事業再生を取締役として務めていることから、財務・リスク管理と経営監視力を備えており、社外取締役として、当社経営に対して、その監督機能を発揮いただけるものと考え、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。  
2. 古賀光雄氏、柳瀬隆志氏、大崎麻子氏、本郷譲氏及び穂束洋一氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 当社は、古賀光雄氏及び柳瀬隆志氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。各氏が承認された場合には、当社は各氏を引き続き独立役員とする予定であります。  
4. 当社は、大崎麻子氏、本郷譲氏及び穂束洋一氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。各氏が承認された場合には、当社は各氏を独立役員とする予定であります。  
5. 当社は、古賀光雄氏、柳瀬隆志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合には、各氏との

当該契約を継続する予定であります。また、大崎麻子氏、本郷譲氏及び穂束洋一氏の選任が承認された場合には、当社は各氏との間で、同様の損害賠償責任限定契約を新たに締結する予定であります。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は、いずれも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。本議案において各候補者が選任された場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

①補償の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補償するものです。

②保険料

保険料は全額会社負担としております。

取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）は以下のとおりであります。

	企業経営	営業	業界知見	ダイバーシシティ	財務・会計	内部統制・ガバナンス	人事・労務	M&A	DX	ESG
取締役（監査等委員である取締役を除く。）										
代表取締役社長 池内 比呂子	●	●	●	●	●	●	●	●		
取締役 岡田 基司	●	●			●	●	●	●		
取締役 一番ヶ瀬 達吉	●	●			●	●	●			
監査等委員である取締役										
社外取締役 古賀 光雄	●				●	●				
社外取締役 柳瀬 隆志	●	●		●	●				●	
社外取締役 大崎 麻子	●			●		●				●
社外取締役 本郷 譲	●			●		●	●	●		●
社外取締役 穂束 洋一	●	●			●			●		

#### 第5号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2016年3月30日開催の第1回定時株主総会において、金銭報酬は年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与としての給与および賞与は含まないほか、ストックオプションによる報酬等として年額30,000千円以内）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与としての給与および賞与は含まないほか、ストックオプションによる報酬等として年額30,000千円以内）とすること、および各取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は4名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第6号議案

### 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

### 1. 不再任とする理由及び候補者とした理由

監査役会は、現会計監査人である有限責任監査法人トーマツが上場準備時の監査より10年経過することを契機として、当社の事業規模に適した監査業務の提供と監査報酬の相当性の観点から、他の監査法人と比較検討を行ってまいりました。

その結果、かなで監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同法人が新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の今後の経営体制や事業展開を十分に理解したうえで機動的かつ迅速な監査が期待できること、当社の事業規模に適した専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の相当性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

### 2. 会計監査人候補者の内容

(2026年1月1日現在)

名 称	かなで監査法人		
主たる事務所	東京都中央区日本橋一丁目2番10号 東洋ビルディング		
沿革	2020年10月1日 設立		
概 要	出資金	72百万円	
	構成人員	社員	23名
		特定社員	1名
		職員（公認会計士）	48名
		職員（その他）	48名
		合計	120名

以上

# 事業報告サマリー

## 業績ハイライト

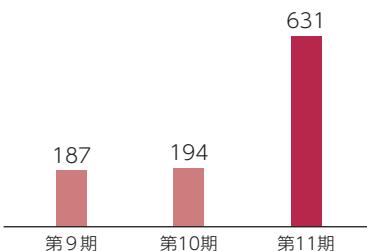
### 売上高

18,129百万円 (前年比13.2%増)



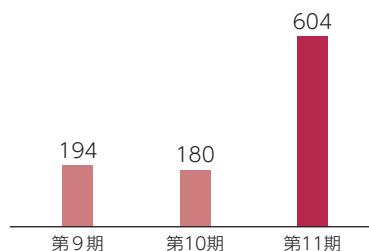
### 営業利益

631百万円 (前年比225.2%増)



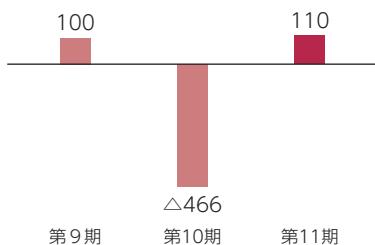
### 経常利益

604百万円 (前年比235.7%増)



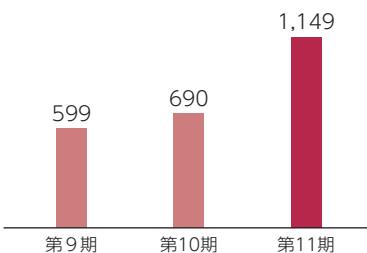
### 当期純利益

110百万円 (前年は△466)

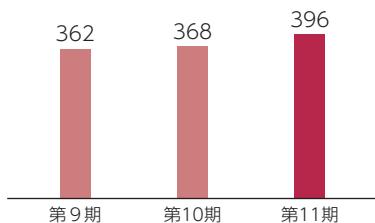


### EBITDA

1,149百万円 (前年比66.3%増)

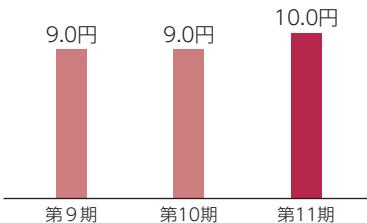


## 施設数推移



## 1株当たり配当金額推移

配当金額は前年より1.0円増配の10.0円。





### 3. 人的資本経営の推進：保育士が「長く安心して働ける」職場づくり

#### 離職率※が3年で9.6%改善

※ 4月～翌年3月までの1年の移動年計比較



- TEC（チームエンゲージメントセンター）：現場の「働きがい」を本部と一体で追求
- DXマッチング：エゴグラム活用による適正配置
- ICT導入（コドモン）：事務負担を軽減し、子供と向き合う時間を創出

### 4. 株主還元の拡充：株主優待制度の導入と増配

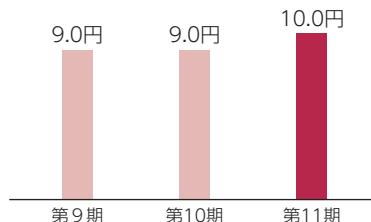
株主優待（デジタルギフト®）

- 優待内容：年間最大 30,000円分（年2回、各15,000円）
- 対象：600株以上を半年以上継続保有
- 利便性：PayPay、Amazon、dポイント等に交換可能なデジタルギフト



増配

- 10円（前年比1円の増配）
- 方針：財務体質強化と安定的な配当維持の両立



# 事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各企業の積極的な賃上げ姿勢の継続や堅調なインバウンド需要、デジタル化・省力化を目的とした積極的な設備投資により緩やかな回復を維持したものの、米国の関税政策の影響に加えて、国際情勢不安、金融政策の正常化に伴う金利動向、慢性的な人手不足などにより、先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社グループの主たる事業である保育業界の事業環境においては、未婚率の上昇や女性の社会進出の増加などを背景に、2024年度の出生数が過去最少の68万人となり少子化の深刻化は依然として最大の課題であります。

このような状況を受け、こども家庭庁は「こども大綱」に基づく「こども未来戦略」を公表し、「次元の異なる少子化対策」として2024年度から2026年度までの3年間の加速化プランを実行フェーズに移しております。このプラン実現に向け、2024年6月に「子ども・子育て支援法」を一部改正することで法的な枠組みを強化し、同年10月には第3子以降の児童手当などを引き上げることによって経済的支援の拡充を図っております。また、2025年4月からの育児休業給付の給付率の引き上げや、育児時短就業給付の創設など、様々な子育て支援策が施行され、育児と就労の両立支援を大きく前進させております。さらに、東京都においては、国の施策に加え、2025年9月から0歳から2歳までの第一子保育料を所得制限なしで無償化する独自の支援策が始まりました。この大都市圏における経済的支援の大幅な拡充は、保育サービスの利用促進と、地域間の保育ニーズ構造の変化に強い影響を与えるものと見られます。

一方で、長年の課題であった保育所の待機児童問題は、受け皿整備の進展により、2017年ピーク時の26,081人から2025年4月時点では2,254人となり大幅に減少いたしました。この状況を踏まえ、2024年12月こども家庭庁は「保育政策の新たな方向性」を公表し、保育政策の焦点は、「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・充実」へと明確に転換いたしました。2024年12月の「保育政策の新たな方向性」や、2025年6月公表の「こどもまんなか実行計画」が示す通り、2026年4月本格開始に向けた「こども誰でも通園制度」と合わせ、サービスの質の向上、多様化への対応が不可欠な局面を迎えております。

このような事業環境の中、当社グループは長期ビジョン「teno VISION 2030」の実現に向け、変化する保育ニーズを的確に捉え、持続的な成長基盤の構築に邁進いたしました。

主力の公的保育事業においては、政策の焦点が「量の拡大」から「質の充実」へ移行する中、保育士の処遇改善とICT活用による業務効率化を推し進め、選ばれる園づくりに注力いたしました。また、「小1の壁」という社会課題に対し、当社の運営ノウハウを活かした学童保

育の受託を積極的に推進した結果、当連結会計年度において新規受託実績が32件増加するなど、共働き世帯の多様なライフスタイルを支える受け皿づくりに貢献いたしました。

さらに、保育事業に次ぐ第二の柱の構築を加速させるべく、介護・福祉分野への領域拡大を企図した成長投資を実行いたしました。戦略的なM&Aおよび事業譲受における高齢者介護施設および障がい福祉施設の増加により、グループ全体でのケアサービスの提供体制を拡充しております。

当連結会計年度における新規に運営を開始した施設は以下の50施設です。

なお、介護事業の運営施設数には2025年1月に子会社化した株式会社飛翔及び株式会社愛翔会の運営施設4施設を含めて記載しております。

(保育事業)	合計41施設
企業内・病院内保育施設	9施設
東京都	1施設 (大田区)
山口県	2施設 (山口市)
福岡県	3施設 (久留米市、太宰府市)
宮崎県	2施設 (清武町)
沖縄県	1施設 (沖縄市)
学童保育	32施設
東京都	1施設 (足立区)
大阪府	1施設 (吹田市)
福岡県	30施設 (大木町、福津市、直方市)
(介護事業)	合計9施設
障がい福祉施設	4施設
愛知県	4施設 (岡崎市)
住宅型有料老人ホーム	5施設
奈良県	1施設 (香芝市)
愛知県	4施設 (名古屋市)

上記を踏まえ、2025年12月末時点の運営施設数は、保育事業において314施設（認可保育所47施設、小規模認可保育所19施設、受託保育所129施設、学童保育所79施設、わいわい広場33施設、認可外保育所4施設、地域型保育事業施設2施設、バイリンガル幼稚園1施設）、

介護事業において27施設（通所介護施設（デイサービス）3施設、住宅型有料老人ホーム9施設、サービス付高齢者向け住宅2施設、特定施設入居者生活介護老人ホーム1施設、障がい福祉施設12施設）、料理教室55校の計396施設となっております。

この結果、当連結会計年度における、売上高は18,129百万円（前連結会計年度比13.2%増）、営業利益は631百万円（同225.2%増）、経常利益は604百万円（同235.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は110百万円（前年は466百万円の損失）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、記載のセグメントの業績はセグメント間取引の相殺前の数値であります。

#### (保育事業)

保育事業におきましては、当連結会計年度において新規に開設した施設が41施設あり、既存施設を含む各施設において、保育の質の向上に注力いたしました。

収入面では、今年度の公定価格が改定されたことが増収に寄与した他、前年度に新規開設したパイリಂಗル幼児園の園児数の増加、また、企業内・病院内保育の新規施設9施設の受託、さらに学童32施設の新規受託獲得によって増収となりました。費用面では、保育士等の処遇改善による労務費の増加、物価高騰による経費が増加したものの、認可保育所の増益幅が経費の増加を上回ったことにより増益となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は13,624百万円（同11.6%増）、セグメント利益は1,236百万円（同48.3%増）となりました。

#### (介護事業)

介護事業におきましては、当連結会計年度において株式会社フォルテが実行した株式会社飛翔および株式会社愛翔会の株式取得、また、住宅型有料老人ホーム「ほっぺるの家香芝」の新規開設により施設数が増加し増収となりました。一方、事業拡大に伴う戦略的な投資により経費は増加しておりますが、増収幅が減益要因を上回ったことにより増益となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,963百万円（同72.8%増）、セグメント利益は51百万円（前年は65百万円の損失）となりました。

#### (生活関連支援事業)

生活関連支援事業におきましては、料理教室を運営する株式会社ホームメイドクッキング及び少額短期保険を扱うセーフティージャパン・リスクマネジメントにて構成しており、料理教室において顧客数が減少したこと、また少額短期保険では新規顧客の減少により減収、減益となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,371百万円（同4.1%減）、セグメント損失は46百万円（前年は88百万円の損失）となりました。

(その他)

その他におきましては、主に幼稚園や保育所等に対する保育人材の派遣及びtenoSCHOOL（テノスクール）における自治体主催の研修事業獲得、結婚相談所事業に注力いたしました。また、管理部門においてシステムの導入など、中長期的な投資を行いながらも経費削減を実施しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は200百万円（同15.3%減）、セグメント利益は7百万円(同74.7%増)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度は、保育事業におけるほっぺるランド大井町にかかる設備投資に関する有形固定資産の取得の支出208百万円がありました。主な内容は下記のとおりであります。

施設名	施設の種類	開設日
ほっぺるランド大井町	認可保育所	2026年4月1日開設予定

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として630百万円の調達を行いました。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期
	(2022年12月期)	(2023年12月期)	(2024年12月期)	(当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高 (百万円)	12,128	14,557	16,017	18,129
経 常 利 益 (百万円)	156	194	180	604
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (百万円)	△27	100	△466	110
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△5.99	22.00	△102.03	24.08
総 資 産 (百万円)	9,323	9,527	9,742	10,429
純 資 産 (百万円)	2,180	2,242	1,735	1,804
1株当たり純資産 (円)	478.86	490.83	379.80	394.89

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社テノ. コーポレーション	50百万円	100.0%	保育事業、その他
オフィス・パレット株式会社	7百万円	100.0%	保育事業、その他
株 式 会 社 フ ォ ル テ	50百万円	100.0%	介護事業
株式会社ホームメイドクッキング	100百万円	100.0%	生活関連支援事業
セーフティージャパン・ リスクマネジメント株式会社	130百万円	100.0%	生活関連支援事業
株 式 会 社 ウ イ ッ シ ュ	10百万円	100.0%	介護事業
株式会社子育てサポート	5百万円	100.0%	介護事業
株 式 会 社 飛 翔	5百万円	100.0%	介護事業
株 式 会 社 愛 翔 会	5百万円	100.0%	介護事業

- (注) 1. 株式会社飛翔及び株式会社愛翔会は、株式会社フォルテの完全子会社で当社の孫会社となります。
2. 当社は、2025年10月1日付で株式会社フォルテを存続会社、ウエルファ株式会社を消滅会社とした吸収合併を行いました。
3. 当社は、2025年10月1日付で株式会社ウイッシュを存続会社、株式会社Yellow Finを消滅会社とした吸収合併を行いました。
4. 株式会社フォルテは2025年10月1日に10百万円、また同年11月1日に50百万円に増資を実施いたしました。
5. 当社子会社の株式会社テノ. コーポレーションは、2025年11月1日付で、同じく当社子会社の株式会社フォルテに対し、介護事業を譲渡いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 人材の確保・育成

当社グループの事業は、労働集約型の事業であり、保育士や、調理師、介護士や看護師等の資格を有する優秀な人材の確保が急務となっています。特に保育士や介護士の有効求人倍率は依然全国的に高位に推移しており、都市圏を中心に人材の確保が難しい状況が続いております。このような中、当社グループではこれまでの経験者を中心とした中途採用に加え新卒採用や新たなルート開拓により、人材紹介会社経由の採用に依存しない採用経路確保に取り組んでおります。しかしながら、人材の確保は単なる入り口の議論に留まるべきではなく、入社後の「活躍」と「定着」が伴って初めて事業成長の原動力となります。そのため、給与条件の改善をはじめ、多様な働き方のためのキャリアパス設計、研修制度の充実、人事評価制度の見直し等を通じた総合的な処遇改善への取り組みや、保育園と本部が一体となって保育士の働きがいの向上に取り組むプロジェクトとしてチームエンゲージメントセンター（TEC）を立ち上げるなど、優秀な人材の確保に向けた施策を推進しております。

##### ② 既存事業における「保育の質」の向上

昨今の保育・介護業界を取り巻く環境は、単なる「受け皿の確保」という量的拡大のフェーズから、一人ひとりの利用者に寄り添った「サービスの質の向上」が厳格に問われる質的転換期を迎えております。特に、安全管理の徹底や個別ニーズへの細やかな対応は、社会保障の一端を担う事業者課せられた最重要の社会的責務となっており、保育・介護共に「選ばれる施設」としての価値の提供が求められております。

当社グループは、圧倒的な付加価値を創出すべく、「保育みらい研究所Compass」を核としてメソッドの構築やICTやAI技術を駆使した業務変革に取り組んでおります。タブレット機器による事務作業の削減や、見守りカメラ・AI分析の導入は、単なる効率化を目的とするものではありません。これらは、従業員を作業から解放し、子どもや高齢者と向き合うという「専門業務の本質」に集中するための環境整備であり、デジタル活用によって生み出された時間的・心理的ゆとりを、利用者一人ひとりへの深い洞察と関わりに再投資する点に当社の独自性があります。

さらに、この「ケアの質」を支える基盤として、専門性の向上と働く従業員のエンゲージメントの向上も不可欠と捉えております。研修機会の拡充によるスペシャリストの育成と、総合的な処遇改善を並行して推進することで、従業員の心身のゆとりがサービスの質へと直結する好循環を構築いたします。最先端のテクノロジーによるバックアップと、それによって最大化された人間味あふれる温かなケア。この両立こそが他社との決定的な差別化要因であり、今後も持続可能な就業環境の整備を通じて、質の高い人材が誇りを持って定着し続ける環境を追求してまいります。

### ③ コンプライアンスへの取り組み

当社グループが担う保育・介護事業は、利用者の生命と尊厳を預かる極めて公共性の高い職務であり、法令遵守はもとより、社会からの揺るぎない信頼に応えるための高い倫理観と透明性の確保が不可欠です。全国に多数の施設を展開し、多くの従業員を擁する当社グループにおいて、コンプライアンスの徹底は単なる組織の枠組み整備に留まらず、現場の最前線で働く一人ひとりの日常的な判断や行動にまで、いかに浸透させるかが最重要の課題であると認識しております。

この課題に対し、当社グループでは社内規程の拡充や相談窓口の設置といったハード面の整備に加え、現場の実情と乖離させないための「自分事化」を促す教育体制を強化しております。具体的には、施設ごとに発生し得るリスクを想定した事例検討会や、双方向型のコミュニケーションを重視した階層別研修を継続的に実施することで、コンプライアンスを形式的な知識から、現場での具体的な行動指針へと昇華させております。また、ハラスメントの防止や個人情報情報の厳格な管理についても、問題の早期発見・早期解決に向けた「声の上げやすい」組織風土の醸成と並行し、万が一の事態に対する即応体制の構築に注力してまいります。

全国に広がる各拠点において、全従業員が自律的に正しい判断を下せる体制を築くことは、結果として不祥事の未然防止のみならず、提供するサービスの安心・安全という「質の向上」にも直結するものです。今後も、本部と現場が一体となったコンプライアンス経営を推進し、全社一丸となって社会的信頼の維持・向上に努めることで、持続可能な社会基盤としての役割を果たしてまいります。

### ④ 安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

成長戦略の加速に不可欠な資金流動性を維持しつつ、強固な財務体質を構築することは、当社グループの持続的な企業価値向上における根幹の課題です。

保育・介護施設の戦略的な開設や、機動的なM&Aを継続的に推進するためには、投資資金の量的な確保に加え、調達コストの最適化と財務の健全性を高める多層的な施策が求められます。当社グループでは、複数の金融機関との強固な信頼関係に基づき、市場環境に左右されない安定的な資金調達チャンネルを維持するとともに、シンジケートローンやコミットメントラインの活用などを通じて、成長機会を逃さない機動的な資金供給体制を確立しております。

しかしながら、真に盤石な財務基盤を構築するためには、外部調達に依存するだけでなく、既存事業における収益性の抜本的な強化によるキャッシュ・フローの最大化が不可欠です。不採算部門の改善やDXによる運営効率の向上を徹底し、自己資金の創出力を高めることで、攻めの投資を支える強靱な財務構造への転換を急いでおります。

これら外部調達の安定化、既存事業の収益力強化を通じて、健全な成長を裏付ける強固な財務基盤の構築に邁進してまいります。

### ⑤ 事業領域の拡大及びM&AとPMIの推進

当社グループは、持続的な企業価値の向上を実現するため、既存事業の質的深化に留まらず、周辺領域への戦略的な事業拡張が不可欠であると認識しており、「私たちは、女性のライフステージを応援します。」という経営理念を具現化する事業ドメインを再定義し、収益基盤の多角化に向けた施策を加速させております。

まず、介護事業を保育に次ぐ「第二の柱」へと成長させるべく、機動的なM&Aを推進してまいります。ここでは単なる規模の拡大を目的とせず、買収後の経営管理体制を迅速に整備し、グループのノウハウを融合させるPMIを徹底することで、統合シナジーを早期に創出できる強固な事業ポートフォリオを構築いたします。

また、女性のあらゆるライフステージに寄り添うべく、従来の保育・介護の枠組みを超えた生活関連支援事業などの新規事業探索にも注力してまいります。ライフスタイルが多様化する現代において、利用者の潜在的なニーズを的確に捉え、社会的価値と経済的利益を両立させる新たなサービスの創出を目指します。これら既存領域の強化と新領域への挑戦を並行して進めることで、外部環境の変化に左右されない強靱な経営基盤を確立してまいります。

### (5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	事業内容
保育事業	認可保育所、小規模認可保育所の運営、企業内・病院内等の受託保育所、認可外保育所、地域型保育事業施設、学童保育所、わいわい広場の受託運営
介護事業	通所型介護施設（デイサービス）の運営、高齢者向け住宅の運営、有料老人ホームの運営、訪問介護、訪問看護、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業
生活関連支援事業	手づくり総合教室「ホームメイドフッキング」の運営、少額短期保険業
その他	幼稚園や保育所等に対する保育人材の派遣・紹介、ベビーシッターサービス、ハウスサービス、テノスクール (tenoSCHOOL) の運営、結婚相談所「テノマリ」の運営等

(6) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

① 当社

本 社	福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号
-----	---------------------

② 子会社

株式会社テクノ・コーポレーション	本社 (福岡市博多区)、東京本部 (東京都中央区) 大阪支店 (大阪市中央区)、沖縄支店 (沖縄県那覇市)
オフィス・パレット株式会社	本社 (名古屋市中村区)
株式会社フォルテ	本社 (大阪市中央区)
株式会社ホームメイドクッキング	本社 (東京都大田区)
セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社	本社 (大阪市西区)
株式会社ウイッシュ	本社 (愛知県一宮市)
株式会社子育てサポート	本社 (愛知県一宮市)
株式会社飛翔	本社 (名古屋市中村区)
株式会社愛翔会	本社 (名古屋市中村区)

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
保育事業	1,841 (1,301) 名	24名増 (126名増)
介護事業	158 (146)	41名増 (40名増)
生活関連支援事業	54 (-)	1名増 (-)
その他	20 (98)	18名減 (14名減)
全社 (共通)	37 (2)	3名増 (2名増)
合計	2,110 (1,547)	51名増 (154名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37名 (2名)	3名増 (2名増)	40.5歳	4.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社子会社での勤続年数を含む平均勤続年数は5.2年となります。
3. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,562百万円
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	1,162
株 式 会 社 北 九 州 銀 行	558
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	549
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	309
株 式 会 社 あ い ち 銀 行	282
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	210
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	187

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年12月17日開催の取締役会において、2026年3月19日に開催予定の第11期定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 13,320,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,701,300株  |
| ③ 株主数      | 2,858名      |
| ④ 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 夢 源	1,500,000株	32.83%
池 内 比 呂 子	709,100	15.52
株式会社カナモリコーポレーション	374,000	8.19
A I A I グ ル ー プ 株 式 会 社	309,500	6.77
B N Y M A S A G T / C L T S N O N T R E A T Y J A S D E C	118,763	2.60
B N Y M A S A G T / C L T S T R E A T Y J A S D E C	86,491	1.89
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N 1 4 0 0 6 6	46,650	1.02
土 屋 悦 子	29,400	0.64
福 士 泉	29,400	0.64
吉 野 晴 彦	27,000	0.59

- (注) 1. 当社は、自己株式を132,724株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	池内 比呂子	オフィス・パレット株式会社代表取締役 株式会社フォルテ代表取締役 株式会社ホームメイドクッキング代表取締役 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社取締役 株式会社テノ. コーポレーション代表取締役 株式会社ウイッシュ代表取締役 株式会社子育てサポート取締役 西部ガスホールディングス株式会社取締役 監査等委員
取 締 役	岡田 基 司	当社管理本部長 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社取締役 株式会社ウイッシュ取締役 株式会社ホームメイドクッキング代表取締役
社 外 取 締 役	渡 辺 顯 好	
社 外 取 締 役	柳 瀬 隆 志	嘉穂無線ホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社グッデイ代表取締役社長 株式会社イーケイジャパン代表取締役会長 カホパーツセンター株式会社代表取締役 株式会社遊舎工房代表取締役社長 株式会社カホエンタープライズ代表取締役会長
常 勤 監 査 役	小 田 隆 史	株式会社テノ. コーポレーション監査役 オフィス・パレット株式会社監査役 株式会社フォルテ監査役 株式会社ホームメイドクッキング監査役 セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社監査役 株式会社ウイッシュ監査役 株式会社子育てサポート監査役 株式会社飛翔監査役 株式会社愛翔会監査役
社 外 監 査 役	古 賀 光 雄	古賀公認会計士事務所代表 古賀マネージメント総研株式会社代表取締役 株式会社ワールドホールディングス社外監査役
社 外 監 査 役	宮 野 祐 輔	

- (注) 1. 取締役渡辺顯好氏及び柳瀬隆志氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役小田隆史氏、古賀光雄氏及び宮野祐輔氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役古賀光雄氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役渡辺顯好氏及び柳瀬隆志氏、監査役小田隆史氏、古賀光雄氏及び宮野祐輔氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の規定に定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要等

当社は取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。その内容は以下のとおりです。

### (1) 補償の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補償するものであり、1年ごとに契約更新しております。

### (2) 保険料

保険料は全額会社負担としております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額		
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2)	46百万円 (7)	-	-
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	14 (14)	-	-
合計 (うち社外役員)	7 (5)	60 (21)	-	-

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において取締役4名に対して年額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないほか、ストックオプションによる報酬等として年額30百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において監査役3名に対して年額20百万円以内と決議いただいております。

#### ⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役の報酬等の内容に関する決定方針について2021年2月12日開催の取締役会において決議された方針に基づき役員報酬を決定しております。

当社の取締役の個人別の報酬については、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役2名を含む3名の取締役で構成される指名報酬委員会を設置し、同委員会の審議を経て取締役会にて決定することとしております。

また、当該報酬等は、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針の内容は次のとおりです。

##### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、当面の間、業務執行取締役の報酬はその全額を固定報酬とし、監督機能を担う社外取締役についても、その職務に鑑み固定報酬のみといたします。

当社は、企業価値の継続的な維持向上を目指すために、株主利益と連動した報酬体系の導入による取締役へのインセンティブの付与について、中長期的に業績向上に対する取締役の意識と責任を高めることに一定の理解をするものであり、報酬委員会などの機関による公正な審議を経て、そのあり方について検討していく方針であります。

##### ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、また他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮勘案の上、総合的に決定するものであります。取締役の退職慰労金は、退職時支払いとし、最終役位、在任年数に応じて、またその功績を考慮勘案の上、総合的に決定するものであります。

##### ハ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については固定報酬を100%とし、株主総会において決議された取締役の報酬総額上限の範囲内で、個人別の報酬等の内容を決定するものといたします。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外役員の兼務先と当社との間には特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	渡辺 顕好	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づき独立した客観的な立場から、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映することなどにより、経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待されており、主に長年企業経営に携わった豊富な経験に基づき取締役会において意見・助言を行っております。
取締役	柳瀬 隆志	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回出席し、業務効率化を含む経営全般について、自らの知見を生かし、保育現場のICT環境整備を推進している当社の経営に有用な助言を行うことを期待されており、取締役会において主に企業経営に携わった豊富な経験に基づき意見・助言を行っております。
監査役	小田 隆史	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回出席し、監査役会17回のうち17回出席し、主に長年に亘り金融機関に在籍され、財務、会計、金融に関する豊富な経験から適宜意見・助言を行っております。
監査役	古賀 光雄	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回出席し、監査役会17回のうち17回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の会計等に係る意見・助言を行っております。
監査役	宮野 祐輔	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回出席し、監査役会17回のうち16回出席し、主に長年企業経営に携わった豊富な経験から適宜意見・助言を行っております。

## 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,964</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,264</b>
現金及び預金	2,518	買掛金	71
売掛金及び契約資産	1,497	短期借入金	1,864
棚卸資産	71	一年内返済予定の長期借入金	654
その他	882	未払金	1,045
貸倒引当金	△5	未払法人税等	226
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,464</b>	賞与引当金	104
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,155</b>	契約負債	633
建物及び構築物	1,627	その他	664
土地	229	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,361</b>
リース資産	1	長期借入金	3,056
建設仮勘定	154	繰延税金負債	14
その他	142	役員退職慰労引当金	47
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,598</b>	資産除去債務	218
のれん	1,313	その他	22
その他	285	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,625</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,710</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
投資有価証券	10	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,804</b>
長期貸付金	611	資本金	455
長期前払費用	267	資本剰余金	383
繰延税金資産	176	利益剰余金	1,050
敷金及び保証金	637	自己株式	△84
その他	9	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,804</b>
貸倒引当金	△2	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>10,429</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,429</b>		

## 連結損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		18,129
売上原価		15,155
売上総利益		2,973
販売費及び一般管理費		2,342
営業利益		631
営業外収益		
受取利息	5	
助成金収入	8	
違約金収入	14	
その他	7	35
営業外費用		
支払利息	53	
その他	9	62
経常利益		604
特別利益		
補助金収入	4	4
特別損失		
減損損失	200	
固定資産圧縮	4	204
税金等調整前当期純利益		404
法人税、住民税及び事業税	285	
法人税等調整額	8	294
当期純利益		110
親会社株主に帰属する当期純利益		110

## 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,416</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,476</b>
現金及び預金	435	短期借入金	1,808
前払費用	13	一年内返済予定の長期借入金	589
関係会社短期貸付金	1,834	未払金	62
未収入金	110	未払費用	0
その他	21	未払法人税等	1
<b>固定資産</b>	<b>3,769</b>	預り金	10
<b>有形固定資産</b>	<b>49</b>	賞与引当金	2
建物	38	<b>固定負債</b>	<b>2,621</b>
工具、器具及び備品	10	長期借入金	2,583
<b>無形固定資産</b>	<b>163</b>	役員退職慰労引当金	30
ソフトウェア	160	資産除去債務	7
その他	2	<b>負債合計</b>	<b>5,098</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,556</b>	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株式	2,601	<b>株主資本</b>	<b>1,086</b>
投資有価証券	10	資本金	455
関係会社長期貸付金	1,100	資本剰余金	647
繰延税金資産	7	資本準備金	465
その他	16	その他資本剰余金	182
貸倒引当金	△180	<b>利益剰余金</b>	<b>69</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,185</b>	その他利益剰余金	69
		繰越利益剰余金	69
		<b>自己株式</b>	<b>△84</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,086</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>6,185</b>

## 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		694
営 業 費 用		617
営 業 利 益		76
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	57	
そ の 他	0	58
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44	
そ の 他	1	45
経 常 利 益		88
税 引 前 当 期 純 利 益		88
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	21	
法 人 税 等 調 整 額	△2	19
当 期 純 利 益		69

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社テノ・ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上 田 知 範

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 尾 圭 輔

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テノ・ホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テノ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社テクノ・ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上 田 知 範

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 尾 圭 輔

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノ・ホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

株式会社テノ・ホールディングス 監査役会

社外常勤監査役 小田 隆史 ㊞

社外監査役 古賀 光雄 ㊞

社外監査役 宮野 祐輔 ㊞

(注) 監査役小田隆史、古賀光雄及び宮野祐輔の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：福岡市中央区渡辺通1丁目1番2号

ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」

(電話) 092-714-1111



### <交通手段>

西鉄薬院駅から	徒歩	約7分
地下鉄渡辺通駅から	徒歩	約1分
JR博多駅から	タクシー	約7分
福岡空港から	タクシー	約35分

※ お土産をご用意しておりますが、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。